

第4章

子育て支援事業の実施計画

第4章 子育て支援事業の実施計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を算出する区域の単位として「教育・保育等の提供区域」を設定する必要があるとしています。

本計画では、広域利用の実態や事業展開の単位等を踏まえるとともに、地形的要件、中心部の位置的要件、面積的要件、動線的要件、人口、地域性等の要件を勘案し、教育・保育施設等に係る提供区域及び地域子ども・子育て支援事業に係る提供区域として市全域を設定します。

教育・保育提供区域	地域子ども・子育て支援事業提供区域
全域	全域

(2) 認定区分について

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、本市に居住するこどもについては、「現在の幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定しています。

認定区分	内容	主な利用先
1号認定	教育標準時間認定 満3歳以上のこどもで、教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上保育認定 満3歳以上のこどもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満保育認定 満3歳未満のこどもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園

2 量の見込みの考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は、各年度における区域ごとの教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の必要事業量（量の見込み）を算出し、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めなければならないとされています。

量の見込みの算出にあたっては、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、推計される児童数を乗じた数値を基本としています。

ただし、算出される数値が実際の利用見込みより大きく算出される傾向にあることを踏まえ、「小林市子ども・子育て会議」等により実際の利用実績等を勘案した補正を行いました。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

●実績

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	1 号	人	302	316	302	317
	2 号	人	853	790	784	739
	3 号	人	664	604	579	545
	合計	人	1,819	1,710	1,665	1,601
② 確保方策		人	2,005	1,980	1,856	1,765

●量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	1 号	人	139	128	123	117	111
	2 号	人	704	643	613	580	551
	教育ニーズ	人	93	85	82	78	74
	保育ニーズ	人	611	558	531	502	477
	3 号	人	417	376	364	357	350
	0 歳	人	101	96	91	88	85
	1 歳	人	176	156	152	150	148
	2 歳	人	140	124	121	119	117
	合計	人	1,260	1,147	1,100	1,054	1,012
② 確保方策		人	1,490	1,430	1,370	1,310	1,250
③ 過不足 (②-①)		人	230	283	270	256	238

《確保の考え方》

ニーズに対し全体的に不足なく提供体制を確保できており、今後も、次年度以降の児童見込み数を勘案し、不足が生じないように実態に合わせた数の確保に努めます。また、保育士不足の課題に対し、保育士不足から質の低下につながることを防ぐことがないよう、保育人材の対策を講じ保育士の確保策を推進します。

① 認定区分ごとの量の見込みと確保方策

ア) 【3～5歳】 1号認定及び2号認定のうち、共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	1号	人	139	128	123	117	111
	2号（教育ニーズ）	人	93	85	82	78	74
	合計	人	232	213	205	195	185
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	278	267	256	244	233
③ 過不足（②－①）		人	46	54	51	49	48

イ) 【3～5歳】 2号認定（共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭を除く）

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	2号（保育ニーズ）	人	611	558	531	502	477
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	701	672	643	615	592
	地域型保育事業	人	10	10	10	10	5
	合計	人	711	682	653	625	597
③ 過不足（②－①）		人	100	124	122	123	120

ウ) 【0歳】 3号認定

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人	101	96	91	88	85
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	120	115	110	105	101
	地域型保育事業	人	4	4	4	4	3
	合計	人	124	119	114	109	104
③ 過不足（②－①）		人	23	23	23	21	19

工)【1歳】3号認定

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人	176	156	152	150	148
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	174	167	160	153	147
	地域型保育事業	人	5	5	5	5	3
	合計	人	179	172	165	158	150
③ 過不足 (②-①)		人	3	16	13	8	2

才)【2歳】3号認定

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人	140	124	121	119	117
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	192	184	176	168	162
	地域型保育事業	人	6	6	6	6	4
	合計	人	198	190	182	174	166
③ 過不足 (②-①)		人	58	66	61	55	49

(2) 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針においては、3歳未満のこどもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」について、各年度の目標値を定めることを求めています。

本市においては、下表のとおり設定します。

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 推計児童数（3歳未満）	人	637	615	580	564	550
② 確保方策（利用定員数）	人	501	481	461	441	420
③ 【目標】保育利用率（②／①）	%	78.6	78.2	79.5	78.2	76.4

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法等に基づき、本市は、以下に示す地域子ども・子育て支援事業を行います。

※地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設等を利用することも家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していく事業。

(1) 利用者支援に関する事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

●実績

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	基本型	か所	0	0	0	0
	特定型	か所	1	1	1	1
	こども家庭センター型 (旧：母子保健型)	か所	1	1	1	1

●量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	基本型	か所	0	0	0	0	0
	特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
② 確保方策	基本型	か所	0	0	0	0	0
	特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1

※「基本型」は、主に市町村の窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用し、「利用者支援」や「地域連携」を実施するほか、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら相談・助言の実施、「こども家庭センター」との連携等を行うもの。

「特定型」は、主に市町村の窓口を活用し、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行うもの。

「こども家庭センター型」は、これまで子育て世代包括支援センターが担ってきた「母子保健機能」と子ども家庭総合支援拠点で担ってきた「児童福祉機能」を一体的に有する「こども家庭センター」において、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応するもの。

《確保の考え方》

こども課内に特定型及びこども家庭センター型を整備しています。引き続き、各窓口において、子育て支援事業に係る情報を提供及び周知するとともに、こどもや子育てに関する様々な相談に応じ、関係機関と連携して適切な助言、対応に努めます。

◆ 地域子育て相談機関 ※令和6年度施行

地域の実情（地理的条件や人口、子育ての支援施設等の社会的条件）を総合的に勘案して定める区域ごとに設置し、その区域の子育て世帯やこどもの相談に応じ、必要な助言を行う相談機関です。

今後、国が示す基準等をもとに、事業の必要性に応じて、実施を検討します。

なお、子育て世帯や子どもたちが抱える不安や悩みについて、身近に相談できる場所として、こども家庭センターと地域子育て支援センター等が連携を図り、必要な支援につなげていきます。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた乳幼児について、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	か所	23	23	24	24
	人	612	637	556	582

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	560	548	531	511	510
② 確保方策	か所	26	26	26	26	26
	人	600	600	600	600	600

《確保の考え方》

ニーズに対し全体的に不足なく提供体制を確保できており、今後も、現行の延長保育促進事業を基本として、保育施設の意向と保護者ニーズを考慮しながら、事業の充実を図ります。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	人	6	4	11	6

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	5	5	5	5	5
② 確保方策(対応数)	人	5	5	5	5	5

《確保の考え方》

こどもの貧困問題に対応するための子育て支援制度の一環として、対象世帯が必要に応じて利用できるよう、保護者及び保育事業者に制度の周知を図ります。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

認定こども園特別支援教育・保育について、私立認定こども園における特別な支援が必要な乳幼児の受入体制を構築し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を推進します。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	か所	1	1	0	1

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	か所	1	1	1	1	1
② 確保方策	か所	1	1	1	1	1

《確保の考え方》

対象保育施設に制度の周知を行うとともに、特別な支援が必要な乳幼児とその保護者のニーズにあった教育・保育等の提供を図ります。

(5) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休暇中、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

※量の見込みと確保方策については、「7 放課後児童対策に係る行動計画」(92 ページ)に掲載。

(6) 子育て短期支援事業

一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業【病児・緊急対応強化事業を除く】）、子育て短期支援事業

一時的に家庭での保育が困難となった場合等において、保育所や幼稚園、認定こども園、その他の園や事業等で一時的に保育を行います。

●実績

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	一時預かり事業 【幼稚園型を除く】	人日	976	905	585	636
	子育て援助活動支援事業	人日	654	965	846	851
	子育て短期支援事業	人日	17	0	0	0
	合計	人日	1,647	1,870	1,431	1,490

●量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人日	1,582	1,532	1,493	1,446	1,419
② 確保方策 (対応数)	一時預かり事業 【幼稚園型を除く】	人日	704	674	655	618	601
	子育て援助活動支援事業	人日	850	830	810	800	790
	子育て短期支援事業	人日	28	28	28	28	28
	合計	人日	1,582	1,532	1,493	1,446	1,419

※人日…年間の延べ利用人数

《確保の考え方》

一時預かり事業については、保護者ニーズに合わせて、保育士人材、質の向上、提供体制の確保を図ります。ファミリー・サポート・センター事業については、まかせて会員の確保及びフォローアップ研修の実施を通じて、ニーズに対応できるよう努めます。子育て短期支援事業については、市外施設と連携し、支援体制を確保します。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	人	138	132	101	123

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	111	108	105	102	100
② 確保方策（対応数）	人	111	108	105	102	100

《確保の考え方》

養育支援訪問事業と併せて全戸訪問を目標に、訪問活動を行います。実施にあたっては、訪問する母子保健推進員数を確保し、各種専門職員と協力しながら必要に応じた対応を行います。

(8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員（関係機関）の専門性強化と連携強化を図ります。

・【養育支援訪問事業】 実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	人日	164	129	155	112

・【養育支援訪問事業】 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人日	84	82	80	78	76
② 確保方策（対応数）	人日	84	82	80	78	76

※人日…年間の延べ利用人数

《確保の考え方》

妊娠中からリスクの高い家庭を発見し、早期に介入し支援を行っていきけるよう、養育支援が必要なリスクの高い家庭に対する訪問・支援を行うことができる体制を確保します。

(9) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行える場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	か所	3	3	3	3
	人日	8,559	10,701	7,592	9,080

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人日	6,356	6,216	5,921	5,831	5,750
② 確保方策(対応数)	か所	3	3	3	3	3
	人日	6,356	6,216	5,921	5,831	5,750

※人日…年間の延べ利用人数

《確保の考え方》

現在、「子育て支援センター『おひさま』」、「子育て支援センター『チポリーノ館』」、「野尻のびのび子育て支援センター」の3か所を開設しています。引き続き、保護者がひとりで悩みを抱えず、相談や情報の交換ができる場として、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行える場所を確保します。

(10) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園及び認定こども園において、在園児を対象に、教育時間の前後又は長期休業日等に一時預かり（預かり保育）を行う事業です。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	か所	13	11	13	13
	人日	11,543	17,918	25,254	24,562

●量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	1号認定による利用	人日	4,350	4,300	4,250	4,200	4,150
	2号認定（教育ニーズ）による利用	人日	19,650	19,600	19,550	19,500	19,450
	合計	人日	24,000	23,900	23,800	23,700	23,600
② 確保方策（対応数）	か所		12	12	12	12	12
	人日		24,000	23,900	23,800	23,700	23,600

※人日…年間の延べ利用人数

《確保の考え方》

育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、支援が必要とされている乳幼児を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備します。

(11) 病児保育事業

病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業
〔病児・緊急対応強化事業〕）

こどもが病気で自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育を行う事業です。

●【病後児保育事業】実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	人日	37	59	12	215

●【病後児保育事業】量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人日	199	210	220	225	231
② 確保方策	人日	250	250	250	250	250

※人日…年間の延べ利用人数

《確保の考え方》

病後児保育事業について、病後の乳幼児を心配する保護者が安心して就労等を行うことができる制度として、利用勧奨を行います

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔就学児〕）

育児の手助けをして欲しい人（おねがい会員）と育児の協力をしたい人（まかせて会員）との相互援助活動において、アドバイザーが連絡、調整を行う事業です。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	人日	126	126	82	245

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人日	240	240	240	240	240
② 確保方策（対応数）	人日	240	240	240	240	240

※人日…年間の延べ利用人数

《確保の考え方》

保護者の仕事の都合により、送迎できない場合などにおいても、柔軟に利用できることの周知を図り、就労支援としての役割の向上を図ります。

(13) 妊婦に関する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	人	407	397	359	336

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	304	296	288	281	275
② 確保方策（対応数）	人	304	296	288	281	275

《確保の考え方》

妊娠届提出時に、母子健康手帳及び妊婦一般健康診査助成券を発行し、定期的な健康診査の受診による妊娠・分娩までの間の母胎の健康管理の勧奨を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業 ※令和6年度施行

家庭や養育環境を整え、虐待防止を図るため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

今後、国が示す基準等をもとに、事業の必要性に応じて、実施を検討します。

(15) 児童育成支援拠点事業 ※令和6年度施行

虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図るため、養育環境等に課題を抱える主に学齢期のこどもを対象に、居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こども及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々のこどもの状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

今後、国が示す基準等をもとに、事業の必要性に応じて、実施を検討します。

(16) 親子関係形成支援事業 ※令和6年度施行

親子間における適切な関係性の構築を図るため、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

今後、国が示す基準等をもとに、事業の必要性に応じて、実施を検討します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業 ※令和7年度施行

妊婦とその家族等に対し面談等を行い、妊婦とその家族等の心身の状況や困り感等を把握し、妊娠中の過ごし方や子育てに関する情報提供等を行う事業です。

●量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人回	237	227	221	216	210
② 確保方策 (対応数)	こども家庭センターによる実施	人回	237	227	221	216	210
	上記以外の業務委託による実施	人回	0	0	0	0	0
	合計	人回	237	227	221	216	210

※人回…年間の延べ利用回数

《確保の考え方》

妊婦やその家族等に対し、母子健康手帳交付時の妊婦相談、妊娠中期と後期の電話相談、妊娠8か月時のアンケートの結果を活用し、情報提供や相談支援を通じて適切な伴走的相談支援を行います。また、必要に応じて医療機関等の関係機関との連絡調整を行います。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※令和7年度施行

保育所や幼稚園等を利用していない生後6か月児～2歳児を対象に、月10時間程度の範囲内で、就労要件を問わず、保育所等を利用できる事業であり、令和8年度からの本格実施が予定されています。

●量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	0歳児	人日	1	1	1	1	1
	1歳児	人日	1	1	1	1	1
	2歳児	人日	1	1	1	1	1
② 確保方策	0歳児	人日	1	1	1	1	1
	1歳児	人日	1	1	1	1	1
	2歳児	人日	1	1	1	1	1

※人日…1日あたりの利用人数（利用定員数）

《確保の考え方》

令和7年度においては、試行的に実施するとともに、令和8年度の給付制度開始に向けた利用ニーズと課題等を把握し、提供体制の整備を進めます。

(19) 産後ケア事業 ※令和7年度施行

分娩施設退院後から出産後1年未満の母子に対して、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援する事業です。

●量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人日	150	144	140	137	133
② 確保方策（対応数）		人日	150	144	140	137	133

※人日…年間の延べ利用人数

《確保の考え方》

こども家庭庁が提示している「産後ケアガイドライン」に基づき、アウトリーチ型を実施しています。産後ケア事業を希望する全ての母子がサービスを受けることができるようにします。

5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

(1) 認定こども園の設置、設置時期その他認定こども園の普及に関する考え方

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として、認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の就労に関わらず利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できます。

また、増大する保育需要に対して、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進することは、特に保育需要の高い低年齢児の待機児童対策として有効とされています。

本市においては、認定こども園の整備について、一定程度移行が完了していることから、今後は移行を希望する保育園等があった場合において、需給計画における教育・保育のニーズ量や提供体制との調整を行いながら、個別に対応を行います。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は、親の働く状況の違いに関わらず、全てのこどもに質の高い幼児期の教育・保育を提供し、全てのこどもたちが健やかに、また心豊かに成長することの支援を目的としています。

本市では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るための取組として、人材確保や研修に係る補助の実施や、国の基準に従い、保育士等の処遇改善加算支給を行っています。

今後も、国・県の指針を踏まえつつ、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の人材確保や研修の充実、処遇改善をはじめとする労働環境の改善並びに各年齢における職員配置の改善等を推進します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しつつ、公正かつ適正な支給を担保できる給付を行います。

また、保護者の利便性向上等を図るための給付の方法や事務手続きの変更にあたり、引き続き対応するとともに、制度や申請手続きについての周知に努めます。

7 放課後児童対策に係る行動計画

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び確保方策

●放課後児童健全育成事業等の実績

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	1 年生	人	143	164	181	196
	2 年生	人	123	114	146	166
	3 年生	人	94	87	83	97
	4 年生	人	40	38	31	32
	5 年生	人	10	9	17	14
	6 年生	人	2	5	6	7
	合計	人	412	417	464	512
② 確保方策		か所	15	16	18	18
		人	402	411	485	541

●放課後児童健全育成事業等の量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	1 年生	人	201	169	158	171	140
	2 年生	人	157	179	150	141	153
	3 年生	人	131	130	149	125	119
	4 年生	人	74	79	81	94	81
	5 年生	人	26	28	34	34	40
	6 年生	人	12	15	21	24	25
	合計	人	601	600	593	589	558
② 確保方策（目標整備量）		か所	21	21	21	21	21
		人	601	601	601	601	601

※放課後児童健全育成事業等には、小規模多機能・放課後児童支援事業を含む。

小規模多機能・放課後児童支援事業とは、中山間地域等のこどもが少ない地域において、地域の実情に応じてこどもの安心・安全な居場所の確保を図るため、おおむね 10 人未満の小規模な放課後児童の預かり事業と地域子ども・子育て会議において認められた事業などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業。

《確保の考え方》

共働き等によりニーズが増加傾向にある中、今後も、ニーズ量を勘案しながら、不足が生じないように実態に合わせた数の確保に努めます。また、質の向上を図るため、職員研修の周知や各施設や連絡協議会が行う自主研修を積極的に支援するとともに、特別な支援を必要とするこどもの受け入れを可能とする体制整備を進めます。

(2) 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画、連携型・校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
放課後子ども教室	か所	5	5	5	5
うち、連携型	か所	2	2	2	2
うち、校内交流型	か所	2	2	2	2

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
放課後子ども教室	か所	5	5	5	5	5
うち、連携型	か所	2	2	2	2	2
うち、校内交流型	か所	2	2	2	2	2

※「連携型」は、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等のこどもを含めた全てのこどもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

「校内交流型（旧：一体型）」は、連携型のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。

(3) 連携型・校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型又は連携型の実施に向けて、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容、実施日等を検討するための定期的な打合せの場を設けます。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

学校関係者に対し、事業の意義や必要性等について理解を求めるとともに、余裕教室の実数と利用可能数の調査を行いながら、積極的な活用を推進します。

(5) 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

全てのこどもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動等を行うことができるよう、教育委員会と福祉部局が情報共有、連携を密にして、こどもの総合的な放課後対策について協議を行います。

(6) 特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応に関する方策

適切な対応が行われるよう、保護者や関係機関等と連携を図ります。

(7) 事業の質の向上に関する具体的な方策

① 放課後児童クラブの役割を向上させていくための取組

放課後児童クラブ独自で連絡協議会が設置されており、自主的な研修会において、知識の習得やスキルの向上が図られています。

今後まこどもの育成支援の充実を図るため、情報交換等を行い、支援員の確保と資質向上に努めます。

② 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する利用者や地域住民への周知に係る取組

本市のホームページや広報紙による周知を行うとともに、学校や地域との連携を推進します。